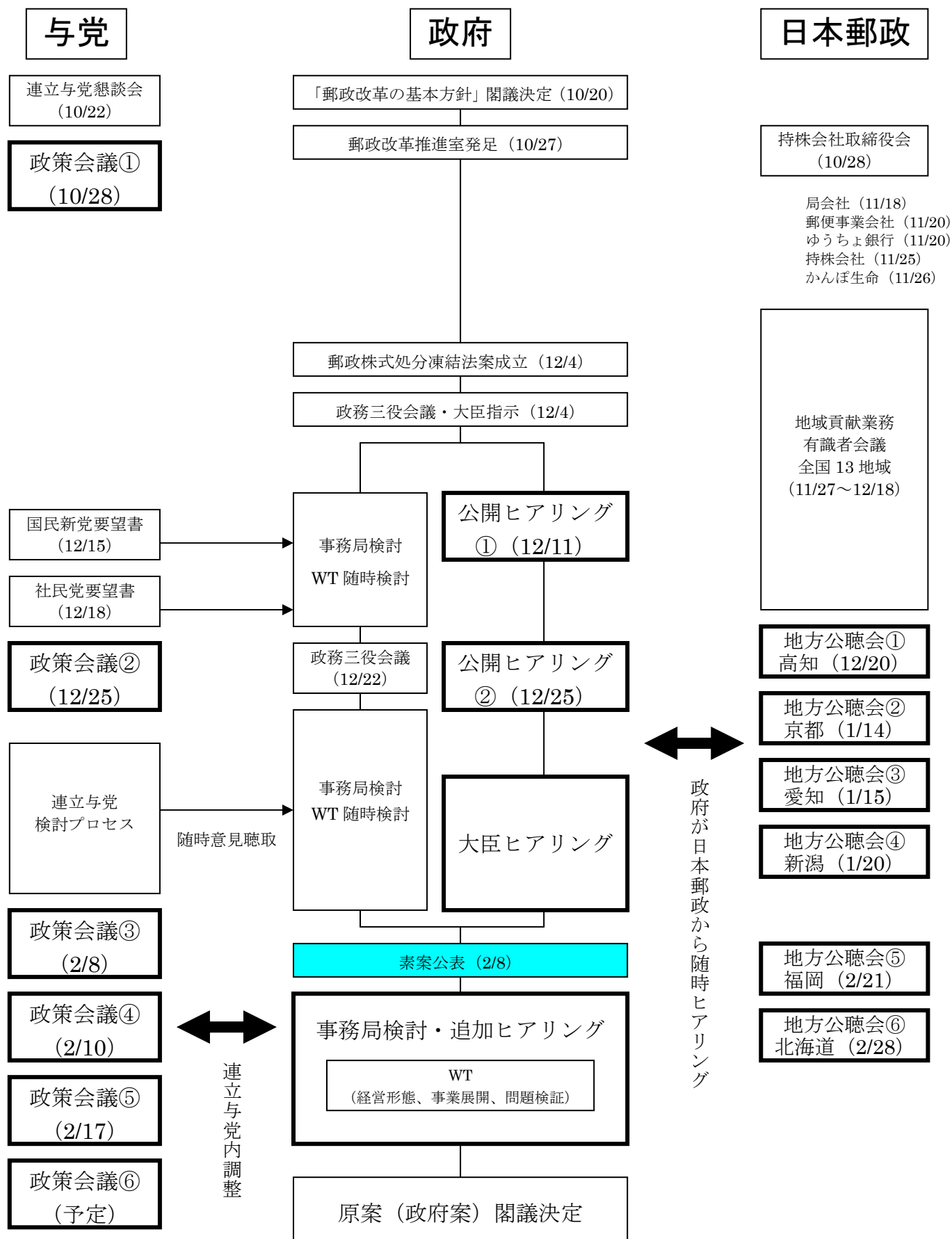


資 料

1. 検討プロセスフローチャート	1
2-1. 主要論点	2
2-2. 改革素案概要図	4
2-3. 選択肢の概念整理	5
2-4. 今後の要検討ポイント	6
2-5. 今後の要検討ポイント（図）	7
3. 公私と官民の概念整理	8
4. 経営形態の選択肢	9
5. 現行経営の諸問題への対応	10
6. 出資比率による経営関与のあり方	11
7. 主要企業の政府出資比率	12
8. 今後の業務イメージ	14
9. ユニバーサルサービスの内容	15

郵政改革・検討作業フローチャート



主要論点に関する素案の考え方

1. 拙速かつ杜撰な民営化議論の中で軽視された点の是正

- (1) 公益性
- (2) 地域性

2. 今回の改革議論を進めるうえで配慮すべき「3つの意思」

- (1) 国民に対する義務を負う政府としての意思
- (2) 独立した事業体としての日本郵政グループとしての意思
- (3) ユーザーであり本質的な株主である国民の意思

3. 義務は誰が負っているのかという点に関する選択肢

- (1) 政府が負っている義務を法律によって日本郵政グループに課す
- ~~(2) 日本郵政グループが本来的に負っている義務を法律で担保する~~

4. 義務の履行に伴うコストを誰が負担するか

- ~~(1) 直接政府が負う~~
- (2) 義務に見合う内容の措置を日本郵政グループに対して講じる
- ~~(3) 日本郵政グループが自発的に負う~~

5. 独立した事業体としての維持可能性の観点から判断すべき論点

(1-1) 事業内容 (既存事業)

- ① 原則自由と考えて一般法 (業法) の対象とする
- ~~② 原則限定と考えて特別法の対象とする~~

(1-2) 事業内容 (新規事業、上記 1-1 と連動)

- ① 原則として日本郵政グループの自主的判断
- ~~② 原則として個別検討 (法定または許認可)~~

(2) 経営形態 (現行 5 社体制)

- ~~① 1 社体制~~
- ② 3 社体制 (親会社 + 銀行会社 + 保険会社)
- ~~③ 4 社体制 (親会社 + 金融持株会社 + 銀行会社 + 保険会社)~~

(3) 法律対応 (上記 1-1 と連動)

① 事業内容を原則自由とする場合

親会社は銀行・保険会社の代理業務を行うため、一般法にも関係する。

	親会社	金融持株会社	銀行会社	保険会社
一般法	○	○	○	○
特別法	○			

② 事業内容を原則限定とする場合

	親会社	金融持株会社	銀行会社	保険会社
一般法	○	○	○	○
特別法	○	○	○	○

6. その他の留意すべき論点

(1) 民業との競争の公平性への配慮 (上記 5. 1-1 と連動)

- ① 原則として業法の規定に従って対応するが、これまでの経緯と今後の段階的な進展を踏まえ、業務内容 (限度額、商品等) に関して政府として「所要の措置」を講じる

② 原則限定として現行どおりとする

(2) 政府から親会社、及び親会社から子会社への出資比率

① 強い出資関係

② 適度な出資関係 (段階的な進展が前提)

(3) 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理機構の扱い

① 現行どおり

② 解散して親会社が管理 (子会社に委託) する

(4) 運用業務 (とくに融資)

① 民間金融機関と業務提携等の協調を勧奨する

② 民間金融機関との強い競合関係を想定する

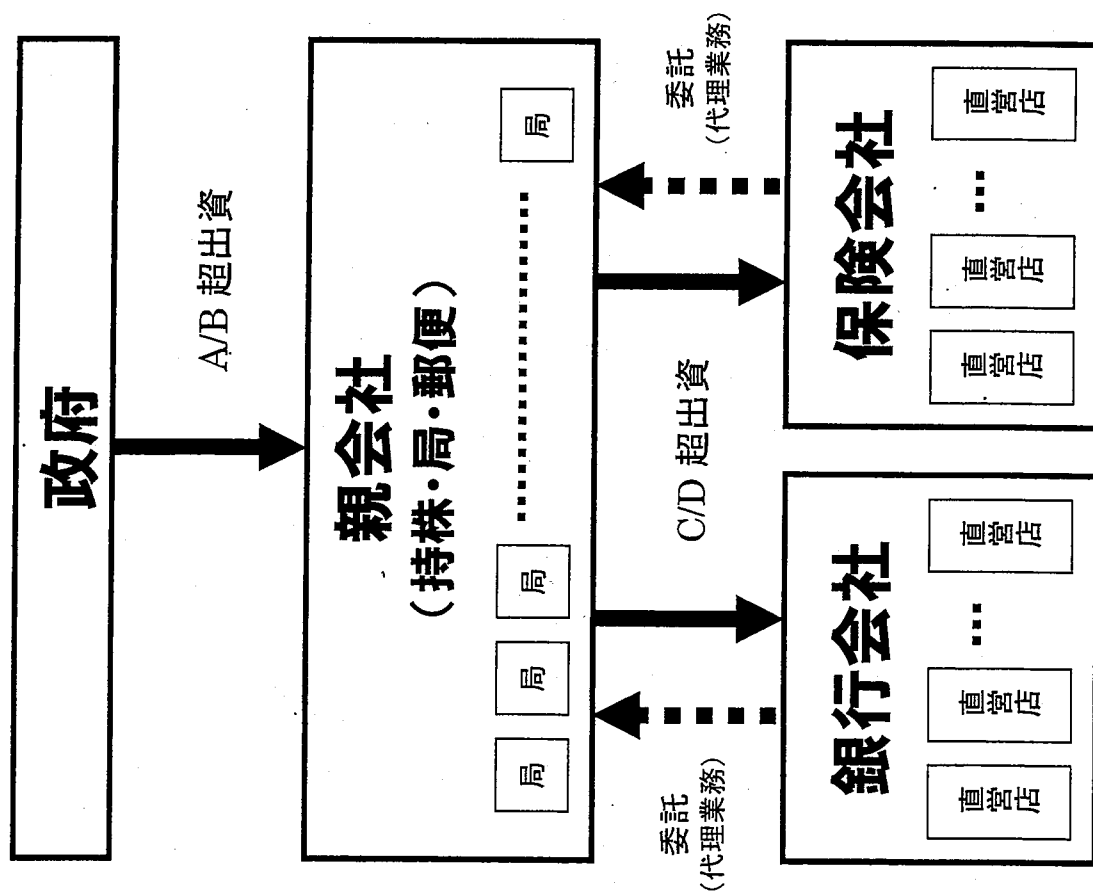
(5) ユニバーサルサービス業務のコスト

① 包括的な把握

② 特定の把握

以 上

郵政事業見直しの基本フレーム



- ▼ 国民に対してユニバーサルサービス義務を負う。
- ▼ 義務の履行を親会社に委託。
- ▼ 委託に伴う所要の措置を行う。

特別法下の特別会社

- ▼ 政府が国民に対して負っている義務を受託。
- ▼ 業務内容は法律に定める（郵便法等と関連）。
- ▼ 銀行・保険の代理業務を子会社から受託。
- ▼ 局の管理・監督は特別法に規定。

赴外望一6下出兼

- ▼ 業務は業法の規定に基づく。
- ▼ 業務に関する政府による「所要の措置」。
(限度額、商品等)

選択肢の概念整理

	一般会社	特別会社
自由		×
限定	現状	○

「素案」公表後の要検討ポイント

1. 形態（出資比率）

	0%	1/3	1/2	2/3	100%	備考
政府→親会社		現行				ユニバーサルサービスを担保する比率。
親会社→子会社	現行					国営ではなく自由な工夫が可能な比率。

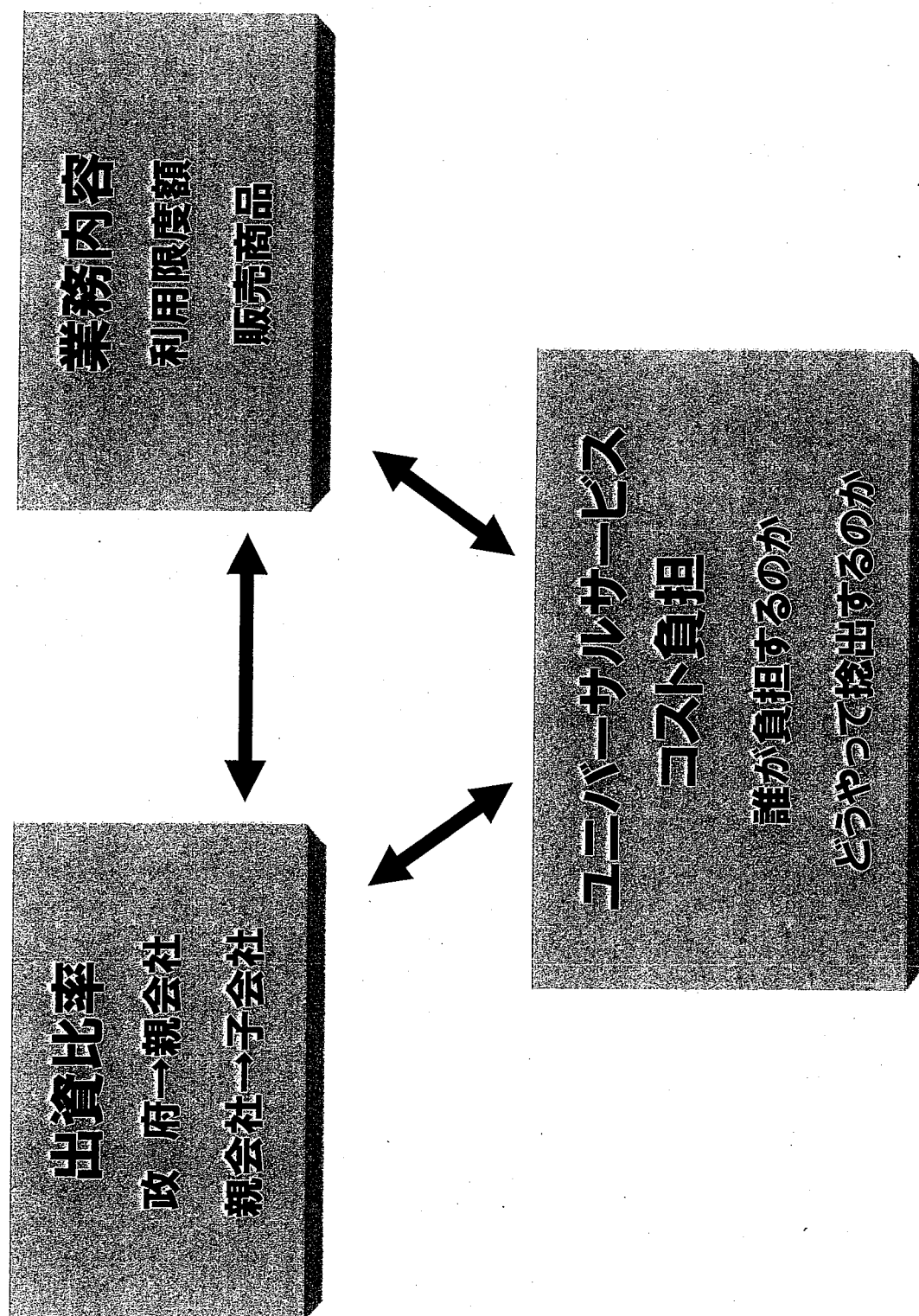
2. 範囲（業務範囲）

	ユニバーサルサービス	新規業務
郵便	郵便法上の業務の一部	業法の規定どおり（但し、所要の措置）
銀行	通常貯金、定期性貯金、振替	業法の規定どおり（但し、所要の措置）
保険	終身保険、養老保険	業法の規定どおり（但し、所要の措置）
その他	なし	業法の規定どおり（但し、所要の措置）

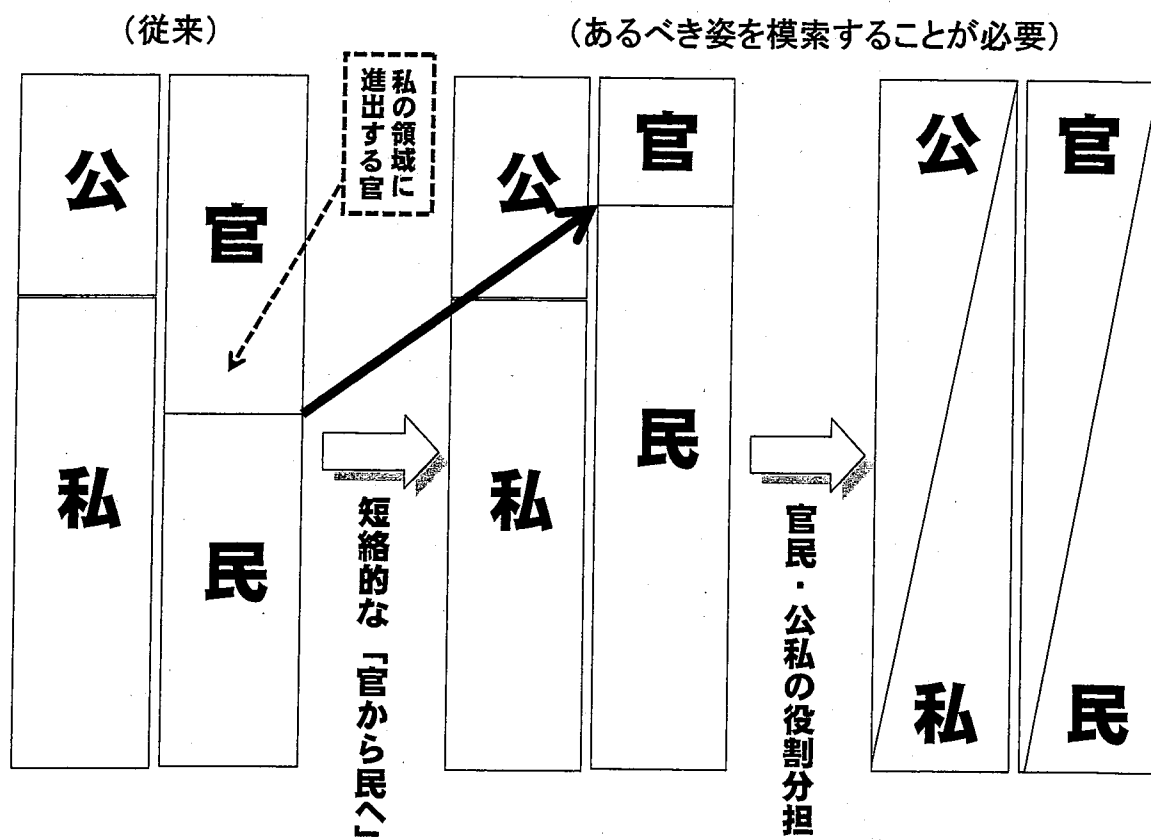
3. 規模（預金・保険加入限度額）

	現行	改革後
銀行	1000 万円	業法の規定どおり（但し、所要の措置）
保険	1300 万円	業法の規定どおり（但し、所要の措置）

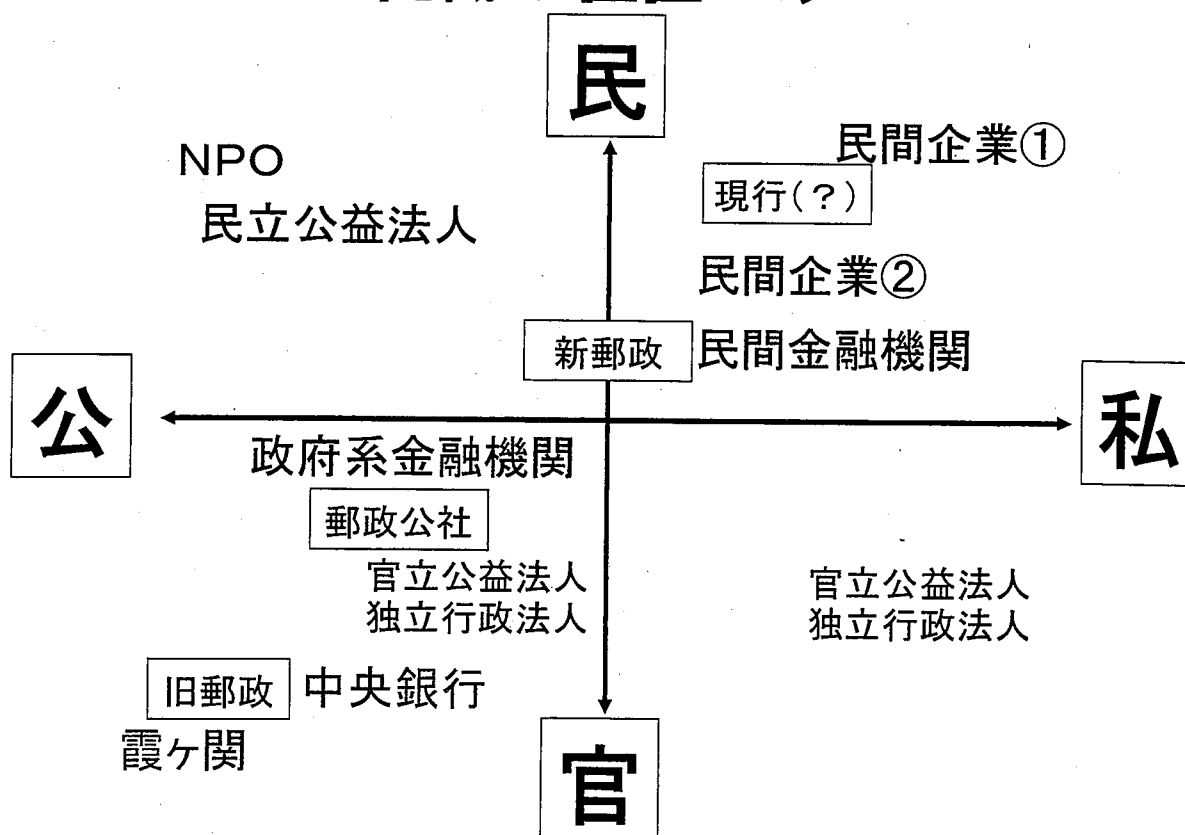
今後の要検討ポイント (図)



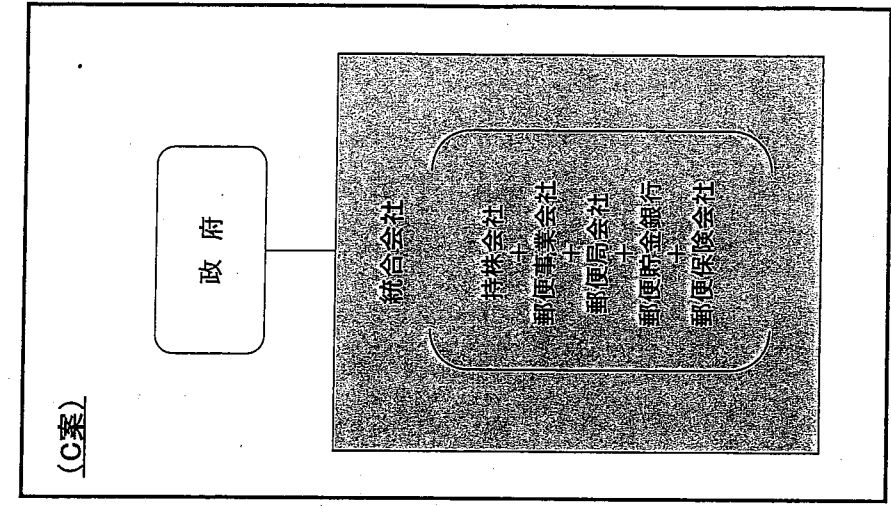
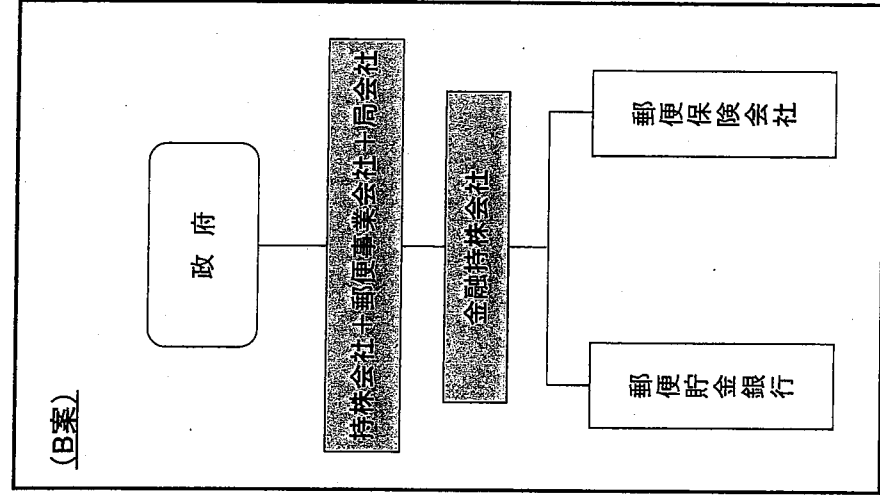
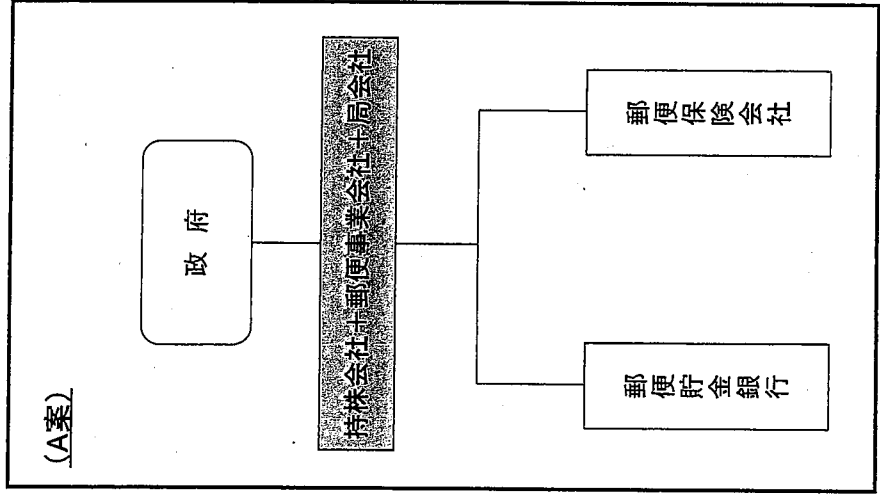
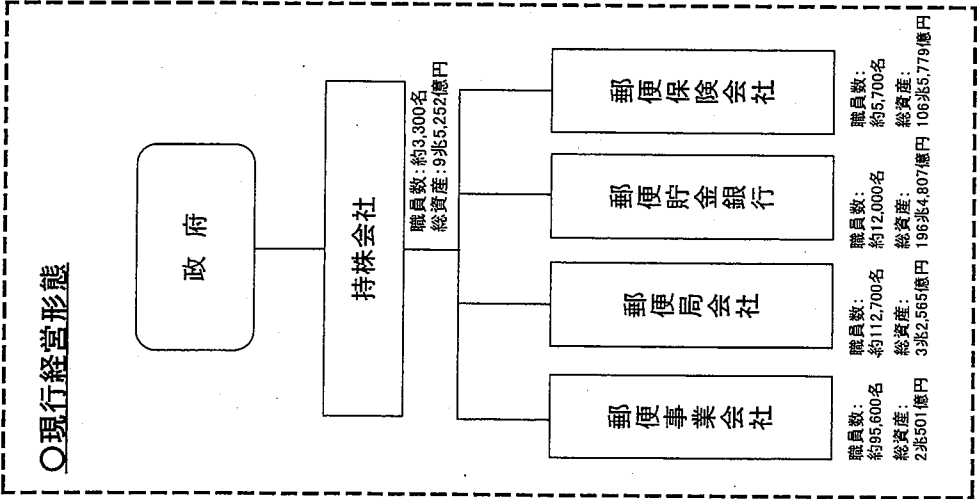
「公私」と「官民」の関係



組織の位置づけ



郵政事業の経営形態のあり方について



(注1) は、新規に設立する会社。

(注2) 貯金残高: 177兆4,798億円、保険残高: 134兆3,941億円

(注3) 総資産等の計数は、2009年3月末時点のもの。

○その他の経営形態

現行経営の諸問題への対応

1 郵便局ネットワークを活用したユニバーサルサービスの提供、グループの一体的経営	(1) 制度的にグループの一体的経営が可能となる仕組み (2) 貯金・保険のユニバーサルサービスの確実な実現 (郵便局におけるユニバーサルサービス確保のための措置として、税の減免(固定資産税・都市計画税・印紙税等)、社会・地域貢献基金の改善等) (3) グループの一体的経営を確保するための組織のあり方 (郵便・局会社間の業務・営業上の連携に齟齬をきたしている状況を踏まえとともに、グループとして、新たな事業展開等が可能となり、経営基盤が確保できる体制)
2 地域、中小零細企業、個人サービス拡充のための規制緩和等	(1) 時代に合わせた新たな事業展開を実現するための措置 (個人ローン、企業貸出、がん保険等の新規業務の実施、子会社保有制限の緩和、貨物法制の適用緩和(「ふるさと小包」の集荷)等) (2) 貯金限度額、保険加入限度額の撤廃・緩和 (特に、流動性貯金の限度額の撤廃、加入後一定期間経過した場合の保険限度額の引上げ) (3) 事業展開の柔軟性の確保 (地場産業、中小零細企業、個人に対するサービスの拡充、ワンストップ行政サービス等の試行、拡充など、新たな事業展開が機動的に可能となる制度設計。現行、届出で実施可能な業務が、組織再編等により規制強化とならないように)
3 郵便局等の事業運営の実態に沿った規制・監督の見直し	(1) 郵便局、貯金、保険業務に係る規制の緩和、重複解消等 (2) 郵便・物流業務に係る規制の見直し(郵便認証司制度の廃止等)
4 その他	○ 更なる情報開示と説明責任の徹底の義務付け等

※ 組織再編等により、事務手続、システム等の変更が必要になる場合には、十分な準備期間が必要。

各種課題への対応(案)

(金融庁からのヒアリング結果)

1 総合担務の復活について

- 現行法下でも、次のいずれかの方法により、サービスの提供が可能。
- ① 郵便事業会社が、銀行代理業の許可を受ける。
- ② 郵便局会社が、銀行代理業として兼業承認を受け、郵便事業会社から郵便配達業務を受託する。

2 間仕切りの撤去について

- ゆうちょ銀行の経営判断により、直営店における間仕切りの撤去は可能。監督指針等で間仕切り壁の設置が義務というわけではない。
- ゆうちょ銀行と郵便局会社の間で締結されている契約を見直し、ゆうちょ銀行の直営店に併設されている郵便局においても銀行代理業を実施できるようにした上で、郵便局にも銀行窓口を設置する。

3 本人確認の事務負担による窓口の待ち時間の増加について

- 本来不必要な本人確認(本人確認済の顧客に対する本人確認など)を行うことまでゆうちょ銀行において指示したが、既に指示は取り消されており、本件問題は解消されていくもの。

4 検査・監査の行き過ぎについて

- 金融庁検査は、必要に応じて、限られた範囲で実施しているものであり行き過ぎているということはないものと思われる。郵便局会社等による監査のあり方について、会社の判断により検討が進められるもの。

5 監視カメラについて

- 内部統制の問題であり、郵便局舎内のカメラについては、強盗・侵入対策用として必要な台数を確保のうえ撤去済。

出資比率による経営関与のあり方

株式保有割合	経営に対する関与の程度	定款変更との関係等 (金融2社の定款に「郵便局を通じて金融サービスの提供」を記載し、当該定款はより金融サービス・デジタルサービスを実現しようとする場合に必要は株式保有割合等)
100%	経営上のあらゆる事項について単独での決議が可能 (完全支配)	単独で定款変更を阻止しうる
3分の2以上	経営上重要な事項に係る決議が単独で可能 〔監査役の解任、資本金の額の減少、定款の変更、事業の譲渡等及び解散、合併、会社分割、株式交換及び株式移転〕	
2分の1超	経営上の事項に係る決議が単独で可能 〔会計監査人の選解任、役員報酬等、剰余金の配当その他の処分、取締役の選解任(※)、監査役の選任(※)〕	
3分の1超	経営上重要な事項に係る決議を単独で阻止可能	
それ以下	—	

3分の1以下の保有であっても、定款変更等の決議について、例えば、統合会社が黄金株(種類株式)を保有することで、その同意を必要とすることも可能。

(※) 取締役の選解任及び監査役の選任については、原則普通決議であるが、これを上回る割合とする旨の定款の定めを置くことも可能。

主要企業の政府出資比率

(平成20年10月1日現在)

会社名	主務大臣	設立年月日	政府保有割合、会計名	現行法上の政府保有義務
関西国際空港(株)	国土交通大臣	S59.10.1	66.7%(財政投融資特別会計投資勘定(7.7%)、社会資本整備事業特別会計空港整備勘定(59%))	1/2
日本たばこ産業(株)	財務大臣	S60.4.1	50.0%(財政投融資特別会計投資勘定)	設立時総数の1/2かつ発行済総数の1/3
日本電信電話(株)	総務大臣	S60.4.1	33.7%(財政投融資特別会計投資勘定)	1/3
中部国際空港(株)	国土交通大臣	H10.5.1	40.0%(社会資本整備事業特別会計空港整備勘定)	—
成田国際空港(株)	国土交通大臣	H16.4.1	100%(一般会計(10%)、社会資本整備事業特別会計空港整備勘定(90%))	—
東京地下鉄(株)	国土交通大臣	H16.4.1	53.4%(一般会計(3%)、国庫整理基金特別会計(30.4%))	—
日本環境安全事業(株)	環境大臣	H16.4.1	100%(一般会計)	1/2
東日本高速道路(株)	国土交通大臣	H17.10.1	100%(一般会計(0.05%)、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定(9.95%))	1/3
中日本高速道路(株)	国土交通大臣	H17.10.1	100%(一般会計(0.05%)、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定(9.95%))	1/3
西日本高速道路(株)	国土交通大臣	H17.10.1	100%(一般会計(0.05%)、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定(9.95%))	1/3
首都高速道路(株)	国土交通大臣	H17.10.1	50.0%(社会資本整備事業特別会計道路整備勘定)	国及び地方公共団体で1/3
阪神高速道路(株)	国土交通大臣	H17.10.1	50.0%(社会資本整備事業特別会計道路整備勘定)	国及び地方公共団体で1/3
本州四国連絡高速道路(株)	国土交通大臣	H17.10.1	66.6%(社会資本整備事業特別会計道路整備勘定)	国及び地方公共団体で1/3
日本郵政(株)	総務大臣	H18.1.23	100%(一般会計(36%)、国庫整理基金特別会計(6.4%))	1/3
日本アルコール産業(株)	経済産業大臣	H18.4.1	33.3%(一般会計)	—
株)日本政策金融公庫	財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣	H20.10.1	100%(一般会計(61.2%)、財政投融資特別会計投資勘定(38.8%))	総数
株)日本政策投資銀行	財務大臣	H20.10.1	100%(財政投融資特別会計投資勘定)	—
株)商工組合中央金庫	経済産業大臣、財務大臣	H20.10.1	46.5%(財政投融資特別会計投資勘定)	—
輸出入・港湾関連情報処理センター(株)	財務大臣	H20.10.1	100%(一般会計)	1/2
石油資源開発(株)	—	S45.4.1	34.0%(エネルギー対策特別会計)	—
国際石油開発帝石(株)	—	H18.4.3	29.4%(エネルギー対策特別会計)	—
旧石油公団から承継した非上場会社(16社)	—	(注)	(注)(エネルギー対策特別会計)	—

(注) 旧石油公団から承継した非上場会社(16社)における設立年月日及び政府保有割合は各社において異なっている。

【出典：財政制度等審議会国有財産分科会株式会社部会(第10回)(21.2.25)資料】

UPU 加盟国における郵政事業の経営形態

(経営形態)

	国営	公社等	株式会社
国数 (カ国)	29	43	52
比率	23%	35%	42%
主な国	米国 韓国 トルコ	フランス オーストラリア	英国 ドイツ オランダ ニュージーランド

※ UPU「STATUS AND STRUCTURES OF POSTAL ADMINISTRATIONS」(2006)
に記載されている 131 カ国のうち、英文表記に基づき分類可能な 124 カ国を掲載。

(上記株式会社に係る政府の持株比率)

	全株	3分の2程度	2分の1程度	2分の1未満
国数 (カ国)	27	1	1	3
比率	84%	3%	3%	9%
主な国	英国 ニュージーランド	マルタ	ウズベキスタン	ドイツ オランダ マレーシア

※ 株式会社に分類した 52 カ国のうち、英文表記に基づき把握可能な 32 カ国を掲載。

※ マルタについて、残りの 3分の1程度はニュージーランド・ポストの子会社が保有。

今後の業務イメージ

【地域の行政・福祉サービスの提供拠点】

○パスポート(発給申請・引渡し)

○年金(パソコンによる年金記録の確認、相談会の開催)

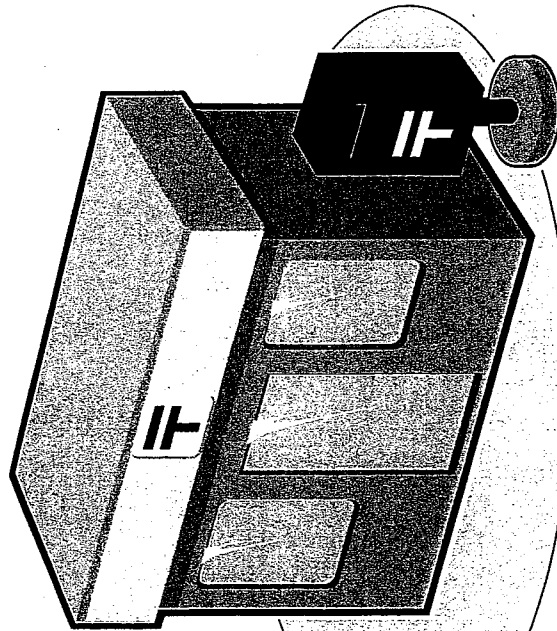
○介護(相談会の開催、かんぽの宿の活用)等

【地域貢献】

- 都市におけるひまわりサービス
- 図書館の本貸出・回収サービス
- 宅配サービス(お年寄り向け食事・生活用品/育児用品)等

【物販・その他のサービスの提供・拡充】

- 公共交通乗車券の販売
- チケットの販売
- 各種サービスの取次ぎ
- 資産運用等に関するフィナンシャルアドバイザー機能等



【参考】既に郵便局を通じて提供している行政サービス(平成20年度)

証明書交付事務(戸籍の謄本・抄本等、納税証明書、外国人登録原票の写し、住民票の写し等、戸籍の附票の写し等、印鑑登録証明書等の交付)(注1)	地方公共団体数(注3)	取扱い郵便局数(注3)	手数料収入(件数)
受託販売事務(ごみ処理券、ごみ袋、し尿処理券、入場券、公営バス回数券等の販売)	145	551	31百万円 (184千件)
受託交付事務等(敬老優待乗車証等の交付、タクシー券の交付、はり・きゅうマッサージ利用券交付、住宅再建共済制度の加入申込取次ぎ等、公民館の鍵の貸し出し)	113	1,545	133百万円
合 計(注2)	11	2,591	164百万円
	240	4,037	

(注1) 証明書交付事務は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)に基づく事務を指す。

(注2) 合計欄の地方公共団体数、取扱い郵便局数は、重複を除く。

(注3) 地方公共団体数及び取扱い郵便局数は、3月末の数値。

ユニバーサルサービスの内容

1. 基本的な考え方

郵便分野：郵便法に基づいて提供するサービス

金融分野：ほとんどの郵便局で提供、多数の取扱い、国民生活に
定着しているサービス

⇒ 全国あまねく公平に提供

2. 具体的なサービス

① 郵便分野（主なもの）

- ・ 第一種郵便物（封書）、第二種郵便物（葉書）、
第三種郵便物（新聞等定期刊行物）、
第四種郵便物（通信教育教材、点字郵便物等）
- ・ 書留、配達証明、内容証明
- ・ 切手類の販売 等

（注）国内ゆうパックは含まない

② 貯金分野

- ・ 預金（通常貯金、定期性貯金）の受入れ
- ・ 為替、振替

③ 保険分野

- ・ 生命保険（終身保険、養老保険）の募集
- ・ 保険金の支払い事務